

恩惠的債務猶予の現代的意義

—1991年のフランス民法1244条改正について—

町村泰貴

序

一. 債務猶予をめぐる立法の変遷

- (1) 1804年の原始規定
- (2) 1936年の改正
- (3) 消費者法による猶予
 - a スクリブネ二法
 - b 1985年法による期間延長と整理屋禁止
 - c 個人の債務過重法の制定

(4) 小括

二. 1991年改正とその問題点

- (1) 1991年民事執行手続法による改正
- (2) 改正法の解釈論点
 - a レフェレ裁判官の管轄
 - b 本案で認められなかった猶予の可否
 - c 公序と職権による猶予付与の可否
 - d 要件
 - e 猶予の効果と不動産執行との関係
 - f 消費者倒産との関係

結び

序

1991年7月9日のフランス民事執行手続法¹⁾第83条は、フランス民法1244条を次のように改正した。

1244条 債務者は、可分な債務についてであっても、債務の一部弁済の受領を債権者に強制することはできない。

1244-1条1項 しかしながら裁判官は、債務者の状況と債権者の必要を考慮した上で、2年間の期限内にかぎり、債務の弁済を猶予し、または分割払いとすることができる。

2項 理由を付した特別の決定により、裁判官は、猶予された弁済期に支払うべき金銭について、法定利率を下回らない限度での利息の割引、または弁済の元本優先充当を命じることができる。

3項 加えて裁判官は、これらの措置を、債務者が債務弁済を容易にし、もしくは保証するための行為の履行にかからしめることができる。

4項 本条の規定は扶養債務に適用しない。

1244-2条 1244-1条の適用により裁判官が命じた決定は、債権者の開始した執行手続を停止する。遅滞による加重利息または違約金は、裁判官が定める猶予期間の間発生しない。

1244-3条 1244-1条および1244-2条の規定に反する約定は定めなかったものとみなされる。

「合意は法に代わる」との法原則を明文²⁾に持つフランス民法にあって、裁判官が契約内容を変更できるという規定は異色の存在といえようが、1804年の制定時から債務者に猶予を認める条項は存在し、恩惠的猶予 *délai de grâce* と呼ばれていた。

この規定は民法制定当初、文字どおり「恩惠」に基づく例外的存在にすぎなかったが、19世紀後半から今世紀にかけて社会経済的情勢が変化するにつれて、

1) Loi n.91-650 du 9 juillet 1991 portant réforme des procédures civiles d'execution. この法律については、山本和彦「フランス新民事執行手続法について(上・下)」ジュリスト1040号69頁、1041号61頁、同「試訳・フランス新民事執行手続法及び適用デクレ」法学58巻2号400頁、3号574頁、5号980頁。

2) Art. 1134, al. 1. Les conventions légalement formées tiennent lieu de loi à ceux qui les ont faites.

その重要性を増してきた。特に最近は、消費者信用の量的な拡大とこれに対する消費者保護立法の発展の中で新たな位置づけが恩惠的猶予に与えられた。さらに1980年代後半に過重債務 *surendettement* 現象が社会問題となり、これに対処するための消費者倒産処理手続が創設された。そしてその内容が1991年の民事執行手続法制定に際しての民法1244条改正に大きく取り入れられるに至ったものである。

ところでわが国においても、消費者信用の拡大から生じる消費者倒産の問題が深刻であることは夙に認識され、その法的整理手続が模索されている。主として破産+免責による解決と民事調停による返済計画立案（いわゆるサラ金調停）とが実務上利用されているが、自己破産の上で免責を得る場合には弁済計画を立てて再建を図ることが原則としてできないし、調停は債権者の個別同意が必要であって消費者の倒産処理に必ずしも適合的とはいえない。消費者倒産に適切な構造を持つ制度が立法論としても必要とされているところである³⁾。

本稿は、消費者倒産処理手続のあり方を考える素材をフランス債務調整手続に求め、その検討の一環として民法上の債務猶予が現在持っている意義を明らかにしようとするものである。検討の順序としては、まず1991年改正までの民法1244条の変遷、および同条項にリンクした関連法文を紹介する（一）。次いで1991年改正における議論と、現行1244-1条以下の規定についての若干の問題点を取り上げることとする（二）。

なお、本稿で参考とした主な文献を以下に掲げ、引用は原則として著者名とページまたは頭柱番号のみにより行う。

AUBRY et RAU, *Droit civil français*, 6^e éd. par E. BARTIN, T.IV. (1942)

BLANC, Emmanuel et VIATTE, Jean, *Nouveau code de procédure civile commenté dans l'ordre des articles*, Mise à jour (1985).

3) すでに1986年には、故五十部豊久教授により立法試案が提案されていた。五十部豊久「「消費者和議手続試案」の骨子について」都立大学法学会雑誌27巻2号頁(1986)同『消費者信用と民事司法』271頁所収。

CALAIS-AULOY, Jean, Droit de la consommation, 3^e éd., Précis Dalloz, (1992).

CHABAS, François (H., L., et J. MAZEAUD), Leçons de droit civil, T.II, 1^{er} Vol. Montchrestien,(1991)

DELEBECQUE, Philippe, Les nouvelles procédures civiles d'exécution, RTDciv, n. spéc. hors série, "la réforme des procédures civiles d'exécution" (1993), p. 15.

GUINCHARD, Serge, Délai de grâce, J. -Cl. procédure civile, Fasc. 520 (1990)

ISSA - SAYEGEH, Joseph, Contrats et obligations, Extinction des obligations, Paiement : modalités, époque et lieu, J. Cl. droit civil, Art. 1235 à 1248, Fasc. 3 (1987)

JAMET, Jacqueline, ...le surendettement des particuliers. Commentaire de la loi du 31 décembre 1989 entrée en vigueur le 1^{er} mars 1990, Montchrestien,(1990) .

NORMAND, Jacques, Le juge de l'exécution, RTDciv, n. spéc. hors série, "la réforme des procédures civiles d'exécution" (1993) , p. 31

PAISANT, Gilles, La réforme du délai de grâce par la loi du 9 juillet 1991 relative aux procédures civiles d'exécution, Contrats-Concurrence-Consommation, 1991, déc. p. 3.

PLANIOL, Marcel et RIPERT, Georges, Traité pratique de droit civil français, T.VII, 2^e partie, (1931.)

SÉRIAUX, Alain, Réflexions sur les délais de grâce, RTDciv. 1993 - 4 - 789

一. 債務猶予をめぐる立法の変遷

(1) 1804年の原始規定

1804年のフランス民法1244条は次のような内容であった。

1244条1項 債務者は、可分債務であっても、債務の一部のみの弁済の受領を債権者に強いることができない。

2項 しかしながら裁判官は、債務者の立場を考慮し、その権限を極めて慎重に行使して、現状を凍結して弁済について適当な猶予期間を付与し、訴訟上の執行を猶予することができる。

契約の自由を大原則とする民法の中で、契約による債務の内容を裁判官が改変することを認める本条2項は、異質な存在と位置付けられる⁴⁾。わざわざ「極めて慎重に」という文言が置かれているところにも、その例外性が示されている⁵⁾。

実際にもその適用は極めて例外的になされ、債務猶予を求める債務者は自己の財産が債務弁済に十分であるにもかかわらず、債務の厳格な履行が損害を引き起こすことを証明しなければならないと説かれていた⁶⁾。執行力ある公署証書がある場合には猶予が付与できるかどうか争われていたし、さらに当事者は合意により本条の適用を除外することも可能と解されていた⁷⁾。

一方、恩惠的猶予付与の手續は旧民事訴訟法典122条以下に規定されていた。

122条 裁判所がその判決の執行に猶予を付与できる場合、本案の争訟について裁判する判決自体の中で、かつ猶予の理由を付して付与する。

123条 猶予期間は、対審的判決の場合は判決の日から、欠席判決の場合は判決送達の日から進行する。

124条 債務者は、他の債権者の申請に基づいて財産が売却されたとき、破産状態 *état de faillite* に至ったとき、逃亡したとき *de contumace*、あるいは収監されたとき、もしくは契約によって債権者に提供していた担保を作為により毀滅させた場合には、猶予を得ることはできず、付与された猶予は失われる。

4) この規定はフランス古法における *lettre de répit* の実務を受け継いだものと言われている。Aubry et Rau, § 319 note 18, Chabas, n. 909 この *lettre de répit* が濫用されていたという評価もあったことにつき, Blanc et Viatte, p. 347.

5) Issa - Sayegh, n. 30.

6) Planiol et Ripert, n. 1018, Aubry et Rau, § 319.

7) Aubry et Rau, § 319 p. 257, Bordeaux, 23 juill. 1838, S. 39. 2. 147. (6,000フラン野金銭消費貸借で、いかなる *délai de justice* も放棄すると契約に明記されていた事例)

125条 猶予が付与されたときでも保全行為は有効である。

これらの規定から明らかなように、猶予を与えることができるのは猶予の対象たる債務についての本案判決中に限られ、本案判決が言い渡された後はもはや猶予を認めることができないものとされていた⁸⁾。その根拠は、裁判官の任務が判決言い渡しにより終了する *dessaisissement* の理論および既判事項の權威の当然の帰結として判決内容の変更が許されないこと、他の裁判所の判決内容の変更も許されないこと、そして実質的な理由として旧体制の下で *lettre de répit* が濫用されていたこと(注3参照)に対する反動が挙げられる⁹⁾。

なお1970年代にはフランスの民事訴訟法典が全面改正され、猶予に関する旧規定も改正された。しかしながら内容的にはほとんど同一であった。

510条 1項 恩惠的猶予は、法律が別個の判決で付与することを許していない限り、執行延期の対象となる判決の中でしか付与されない。

2項 猶予の付与には理由を付される。

511条 猶予期間は対審的判決による場合にはその判決の日から進行する。その他の場合には判決の送達の日から進行する。

512条 1項 恩惠的猶予は、財産が他の債権者による差押を受けた債務者、裁判上の整理または財産の清算に付された債務者、または契約で債権者に提供した担保を自己の行為により毀滅した債務者に対して付与することはできない。

2項 前項の場合、債務者は既に得ていた恩惠的猶予の利益を喪失する。

513条 恩惠的猶予は保全措置を妨げない。

8) Civ., 30 mai 1916, D. P. 1921. 1. 22(債務者が敗訴確定後の支払催告に対して異議を申し立てた事例); Req. 3 mai 1932, D. H. 1932. 297, など。なおこの破毀院審理部判決の事案は、Roustan 夫人が債権者から確定判決に基づく差押を受けたので、営業財産を売却するためレフェレ裁判官から4ヶ月の猶予を受けたにもかかわらず、4ヶ月の猶予に不満の夫人が控訴して延長を求めたが、控訴審は債務をめぐる争いと同時でなければ猶予できないとの理由で控訴を棄却し、破毀院も控訴審の判断に同調したものである。この例から考えると、1936年改正前にも既にレフェレ裁判官による猶予付与がある程度行われていた可能性もあろう。また Dijon, 8 janv. 1817, S. 18. 2. 61 は、一審で猶予が求められていないことを理由に、付与を認めている。

9) Guinchard, n. 10

(2) 1936年の改正

今世紀にはいり、民法が前提とする自由で対等な個人という理念に反省が迫られ、加えて特に第一次世界大戦の混乱と経済恐慌の影響もあり、私法の自由主義的内容に修正が加えられてきた¹⁰⁾。そうした中、契約の拘束力の緩和の一環として1244条にも、猶予付与に当たって債務者の立場だけでなく経済状況 *la situation économique* も考慮されること、弁済猶予期間を一年以内と明記、緊急の場合のレフェレ裁判官による一般的な猶予付与管轄権の承認、そして例外的性格を強調していた《*avec une grande réserve*》との部分を削除するという改正が加えられた¹¹⁾。

この改正は、1244条2項が恩恵に基づくものであって制限的にのみ適用されるべきという位置付けに対して、重大な変更を迫るものであり、解釈面にも強い影響があった。

具体的には、第一に、特約による排除を認める見解が改正前には通説であったのに対して、改正後は、公序に当たる規定と解するのが一般的となり、従ってこれに反する特約は無効とされた¹²⁾。公序と解することで問題となったのは、裁判官の職権による猶予付与の可否である。旧民訴法典ですでに、欠席判決の中で猶予が付与された場合についての規定が置かれており(123条)、新民訴法典511条でもやや文言は異なるが、対審判決とそれ以外の場合という形で受け継がれていた。従って論理的には、被告＝債務者が応訴しない場合の猶予付与が可能であることを前提としているとして、職権行使が可能であるとの解

10) 山口俊夫『概説フランス法 上』(東京大学出版会)96頁以下参照。なお、民事訴訟における影響の一つとして、拙稿「フランスにおけるLe droit à la preuveの観念」北大法学論集38巻1号99頁、特に151頁以下参照。

11) La loi du 25 mars 1936 tendant à compléter l'art. 1244 du C. Civ. et à accorder des délais aux débiteurs malheureux et de bome foi (D.1936.4.108) および la loi du 20 août 1936 tendant à accorder des délais aux producteurs agricoles pour le payement des dettes qu'ils ont contractées pour les besoins de leur exploitation (D.1936.4.247), 後者は3月25日改正の後、農家の困窮に手当するために、レフェレ裁判官ではなく、より農業地方でアクセスしやすい治安判事による猶予付与を念頭において、2項を修正したものである。

12) Issa - Sayegeh, n. 32.

積が成立する¹³⁾。さらに新民訴法典472条2項は欠席判決の場合でも、「裁判官は請求が適式で受理可能なもので、かつ、理由があると認める範囲においてのみ請求を認容する」と規定しており、債務猶予が一部認容を意味するものとするならば、より一層、被告の援用なしの適用も可能となる。ただし新民訴法典472条2項を根拠とすると、逆に被告が出頭していない場合に限り、被告が出席しながら民法1244条を援用しない場合は職権適用ができないということにもなる¹⁴⁾。

第二に、従来は本案判決と同時にしか認められなかった猶予の可能性を大きく広げ、一審で認められなかった猶予を控訴審の裁判官が新たに付与すること¹⁵⁾、さらに給付を命じる判決が確定した後もレフェレ裁判官が猶予を付与する余地が生じ、しかも《en toute état de cause》との文言により、公署証書のある場合でも猶予が可能であることが明確となった。

ただし、本案判決の確定後にレフェレ裁判官が猶予を付与することを認めた結果、同じ債務の猶予付与をめぐる二つの手続が生まれることとなり、両者の抵触関係が問題となった。猶予が付与されないで本案判決が確定した後、レフェレ裁判官に猶予を求めた場合、猶予の理由としては前訴判決後の新たな事情のみを理由として主張立証しなければならないかどうかという問題である。裁判例では新たな事情が必要だとする例がみられる¹⁶⁾が、学説は分かれていた。新事情がないのにレフェレ裁判官が独自に猶予を付与できれば、レフェレ

13) Baudry - Lacantinerie, *Traité théorique et pratique de droit civil*, T. II, n. 1486, Issa - Sayegh, n. 84, Colmar, 15 mars 1956, D. 1956. 614. この判決の不法行為の損害賠償で、被告無資力を理由に減額を求めたのに対して、控訴院が減額ではなく分割払いを伴った猶予を認めたものである。その内容は不法行為時から起算しても8年11ヶ月の猶予、控訴審判決から起算しても2年8ヶ月後に最後の弁済期が到来するというものであった。

14) Sériaux, p. 792, note 33 参照

15) Civ. 3^e, 14 nov. 1970, Bull. civ. III, n. 610, JCP. 70, éd. G, IV, 314.

16) TGI Dieppe (réf), 7 janv. 1976, D. S. 1976. 490 note Y. Lobin, 本案判決で猶予申立が退けられていたにもかかわらず、その判決以後の新たな事情を主張立証しないという理由で、結論としては猶予付与を拒んでいる。Trib. civ. Marseille, 10 juill. 1953, D. 1953. somm. 79も同旨。

裁判官が本案判決を修正できることとなるとして判例に賛成する見解¹⁷⁾に対して、反対説は1244条がレフェレ裁判官に特に管轄を与えている点、および債務猶予が公序に当たるので明示的にも放棄できないということから、前訴で猶予申立をしないで付与されなかった場合に放棄したとみなされることもできないとの理由を挙げている¹⁸⁾。この問題は1991年改正の後にも持ち越されることとなる。

このレフェレ裁判官の管轄をめぐることは、1970年代の新民訴法典制定に際してもう一度問題が生じた。前項に訳出したように、旧民訴法典の規定はほとんどそのまま新民訴法典にも受け継がれたので、本案の裁判と同時でなければ付与できないという立場を立法者が採用したのではないかと解する余地が生まれたのである。しかしながら新法典510条ははっきりと「法律が別個の判決で付与することを許していない限り」という例外を認めており、1244条3項はまさしくこの除外例に当たると解された¹⁹⁾。

(3) 消費者法による猶予

フランスで消費者問題が社会的に注目されるようになったのは、1950年代から1960年代にかけての高度成長と消費生活の拡大に伴って、大企業と消費者との不均衡が自覚されるようになってからといわれる²⁰⁾。1970年代にはいると、アメリカの消費者運動の影響²¹⁾に加えて刑事事件にも発展した大規模な商品被害²²⁾もあり、訪問販売に関する法律²³⁾を皮切りに次々と消費者保護

17) Issa - Sayegeh, n. 78

18) Y. Lobin, note sous l'ordonnance du TGI Dieppe, précité note 16

19) TGI Dieppe (réf), 7 janv. 1976, précité note 16, Blanc et Viatte, p. 347.

20) Calais - Auloy, n. 1. なお、1970年代までのフランスの消費者保護の動向については、奥島孝康「フランス消費者保護立法の新展開（上・下）」国際商事法務6巻199頁、246頁参照。

21) Calais - Auloy, n. 1.

22) Gerard Cas, La défense du consommateur, que sais - je ? 1611 (1980) pp. 22 et s. 代表的な例としては、パウダーの欠陥により240人の子供に被害がおよび36人もの死者を出した1972年の Talc Morhange 事件が挙げられる。

立法が制定されてきた。その中で、消費者金融についてはローン返済が困難となった場合の手当として、民法1244条の債務の猶予が登場したのである。

a スクリブネ二法

まず1978年1月10日付けで公布された二つの消費者保護立法のうち、消費者金融に関する法律²⁴⁾は、消費者と業者との間のローンおよび保証に関する金融契約についてクーリングオフや高利規制、抗弁の接続などを定めるとともに、第8条において借り主が解雇などの事情により返済困難となった場合に、小審裁判官に対して、民法1244条の条件のもとで返済猶予を求めることができることと定めた。またその翌年に不動産ローンに関する1979年7月13日の法律²⁵⁾が制定された。これも不動産ローンの借り主保護のために情報の公開やクーリングオフ、融資と不動産契約との接合などを定めるとともに、借主の不履行について第14条がレフェレ裁判官の命令による民法1244条の猶予の適用を定めている。また同法第29条は不動産の買取権付賃貸借や売買予約付賃貸借についても猶予の可能性を定めた。

このスクリブネ二法は、消費者倒産に関する1989年12月31日法律²⁶⁾で全体的にも大きく改正されたが、その中で猶予についても改正が施された。すなわち不動産貸付についても小審裁判所の管轄とし、両者ともレフェレにより判決

23) Loi n. 72 - 1137 du 22 décembre 1972 relative à la protection des consommateurs en matière de démarchage et de vente à domicile.

24) Loi n. 78 - 22 du 10 janvier 1978 relative à l'information et à la protection des consommateurs dans le domaine de certaines opérations de crédit. 後述する不動産ローンに関する1979年法とともに、立法を推進したスクリブネ女史の名をとってスクリブネ法Ⅰと呼ばれる。なおこの法律については、島田和夫「消費者信用分野における消費者保護法—1978年1月10日の、一定の信用供与取引分野における消費者の情報および保護に関する法律第22号—」富大経済論集25巻2号375頁参照。

25) Loi n. 79 - 596 du 13 juillet 1979 relative à la protection et à l'information des emprunteurs dans le domaine immobilier. スクリブネ法Ⅱと呼ばれる。

26) Loi n. 89 - 1010 du 31 décembre 1989 relative à la prévention et au règlement des difficultés liées au surendettement des particuliers et des familles. この法律は立法を担当したネイエルトツ女史の名をとってネイエルトツ法と呼ばれる。この法律については、注(35)掲記の文献参照。

するとの文言を削除した（ネイエルツ法13条, 14条）。これにより新民訴法典847-1条および847-2条の小審裁判所書記課における申述 *déclaration* による訴え提起が可能とされた²⁷⁾。ただし通常の手続はレフェレよりも時間がかかるので、レフェレによる請求もなお可能であるとの見解も見られる²⁸⁾。その他スクリブネ法Iの8条および同法IIの14条に、それぞれ2項として、裁判官が猶予期間満了後の支払方法について定めることができる旨の規定を置いた（ネイエルツ法24条および25条）。

そして1993年7月26日法律²⁹⁾により法典化された消費者法典の中で、次のように一つにまとめられた。

Art. L. 313 - 12 1項 債務者の債務の履行は、特に解雇された場合に、民法1244-1条から1244-3条に定める条件のもとで、小審裁判所裁判官の命令により停止される。この命令においては猶予期間中に利息を生じさせない旨の決定をすることができる。

2項 さらに裁判官は命令の中で、停止期間経過時に支払われるべき金銭の支払方法を定めることができるが、その最後の支払期は当初定められた償還期限より2年を超えて設定されることはできない。ただし、支払方法についての判断は停止期間経過時まで留保することができる。

b 1985年法による期間延長と整理屋禁止

1985年10月11日法律³⁰⁾は、民法1244条による猶予の最大期間を一年から二年に延長した。この法律はもともと違約罰条項 *clause pénale* の裁判官による改訂を可能にするための法案であったところ、上院審議中の修正により1244条改正が挿入されたものである。

ところでこの法律には、もう一つ重要な規定がみられる。債権管理 *Ges-*

27) レフェレによる場合は通常の召喚 *assignation* によらなければならない。新民訴法典485条参照。

28) *Jamet*, n. 205.

29) *Loi n. 93 - 949 du 26 juillet 1993 relative au code de la consommation.*

30) *Loi n. 85 - 1097 du 11 octobre 1985 relative à la clause pénale et au règlement des dettes.* この法律については、Frédéric Zénati, *obs. RTDciv.* 1986. 209 および野村豊弘・北村一郎「立法紹介・債務者の救済」日仏法学16号99頁以下が詳しい。

tion des dettes を業とする機関の禁止を定めたもので、いわばわが国の整理屋にあたる業者の排除を目的としたものである。立法準備資料³¹⁾によれば、この当時、債権管理機関は三行広告 petit annonce などを媒体として債務に困窮した一般人に接近し、債務償還のための債務者の記録の調査、債務償還計画を債権者に承諾させるための交渉・斡旋、計画の実行のための償還とその管理を行うという内容の委託契約を持ちかけていた。これに応じた債務者は債務総額の10%から15%程度を報酬として支払う。負債の調査はともかく債権者との交渉はほとんど成功しない³²⁾にもかかわらず報酬が一部返済されることは少なく、債務者の状況は悪化したままとなる。そこでかねてより消費者団体は、成功を約束するような曖昧な広告により報酬をだまし取るものだとして、詐欺などに問う告発をしており、ツールでの債権管理会社の経営者に対しては詐欺罪で有罪判決が下された³³⁾。しかしながら一般的な摘発は困難とされていた。こうした状況下で1985年法は、4条で債務管理の契約を無効とし、5条では刑事罰を規定した。ただし、6条では、1984年の企業の和解的整理に関する法律に基づく企業の和解的整理における交渉をすることや、法律職のメンバーおよび1985年の企業倒産法の企業更生および清算の処理について資格を持つ倒産実務家がこの債務管理業務を行うことについては、適用除外とした。これによって特に、執行士 Huissier de justice がこの業務を行い得るものとされている³⁴⁾。

これらはほぼそのまま1993年の消費者法典に、次のように組み入れられている。

L. 321-1 条 報酬を得て次の各号に該当する行為を行い、または提案する仲

31) JO Rapport au Senat 1985 n. 383

32) 特に H. L. M. (低層家賃住宅 = Habitation à loyer modéré) や E. D. F. / G. D. F. (電気ガス供給公社)、それに税務署は常に債権管理会社との交渉を拒んでいる。

33) Trib. Tours, 22 avr. 1985, Rev. trim. dr. com. et écon., 1985. 575 obs. Bouzat. ここではフランス最初の債権管理会社の経営者が被告人となり、フランス西部を中心に40人の被害者と消費者団体が私訴原告となった。

34) Calais - Auloy, n. 403 参照

介の約定は当然に無効とする。

1号 債務償還計画を作成するために債務者の状況を検査すること。

2号 債務者のために弁済猶予または債務免除の獲得を求めること。

L. 322-1条1項 L. 321-1条に規定した業務の一つを行うについて金銭を受け取った仲介者は、3カ月以上1年以下の拘禁および6,000フラン以上200,000フラン以下の罰金、あるいはそのいずれかを科す。

2項 裁判所はまた、有罪とされた被告人の費用において、公告費用が言い渡される罰金額を越えない限度で、裁判所の定める新聞に判決の全部または一部を公告させることができる。

L. 322-2条 以下の場合に本編の規定は適用されない。

1号 認可された法律職または裁判職のメンバー

2号 企業の危機の予防および和解的整理に関する1984年3月1日法律84-148号の定める調停の任務の枠内で、L. 321-1条に定める業務に従事する自然人または法人

3号 企業の裁判上の更生および清算に関する1985年1月25日法律85-98号141条および143条の適用の下で指名された自然人または法人で、L. 321-1条に定める業務に従事する者

4号 裁判上の管理人、受託清算人、および企業診断鑑定人に関する1985年1月25日法律85-99号2条2項に定められた自然人で裁判により委ねられた任務の枠内で行動する者。

c 個人の債務過重法の制定

1989年12月31日付けで公布された、いわゆるネイエルトツ法は、消費者の過重債務 *surendettement* という現象が社会問題化したため、その処理のために緊急措置として立法されたものである。本法についてはすでに詳しい紹介がある³⁵⁾ので、ここでは以下の叙述に必要な限度で大略を述べるに止める。

ネイエルトツ法は、過重債務状態に陥った消費者を対象に、県ごとに設置された「過重債務状況調査委員会」の主宰で債権者との合意に基づく再建計画を追求する和解的整理 *règlement amiable* 手続と、小審裁判官のもとで裁判により再建計画の内容が決定され実施される裁判上の民事更生 *redressement judiciaire civil* 手続とを創設した。県長官 (*Préfet*) やフランス銀行の地方

35) 西澤宗英「フランスの消費者倒産立法について」杏林社会科学研究9巻1号1頁、山本和彦「フランスにおける消費者倒産の処理と予防」法学57巻6号111頁。

機関を主要メンバーとする行政委員会のもとでは、あくまで合意調達が目的とされて、その内容も特に定めがなかったが、裁判上の民事更生では、債務者の債務について単に猶予するだけでなく、分割払い、元本への優先充当や利率の引き下げ、さらには住宅が競売された場合を主な対象にした債務減額も規定された。

適用要件は、①債務者が他の倒産処理手続³⁶⁾の適用を受けない自然人であること、②業務によらない債務 *dettes non professionnelles*³⁷⁾ により、債務過重状態³⁸⁾にあること、③誠実 *bonne foi* であること³⁹⁾であり、これらは和解的整理と民事更生の双方に共通の要件とされていた。

そして手続は和解的整理を試みて、それが失敗に終わったときに民事更生が開始されるという順序を予定してはいたが、直接民事更生の申立をなすことも可能であり、職権による開始または他の裁判官による開始請求も可能とされていた⁴⁰⁾。

36) 企業の和解的整理に関する1984年法 *loi n. 84 - 148 du 1^{er} mars 1984 relative à la prévention et au règlement amiable des difficultés des entreprises*, 1985年の企業更生清算法 *loi n. 85-98 du 25 janvier 1985 relative au redressement et à la liquidation judiciaires des entreprises*, および農家の倒産処理に関する1988年法 *loi n. 88-1202 du 30 décembre 1988 relative à l'adaptation de l'exploitation agricole à son environnement économique et social*。

37) 要するに債務者の職業活動の必要のために負担した債務を排除する趣旨である。

38) 債務者が弁済期の到来した債務および将来到来する債務の全部を履行することができない状態とされる。支払不能 *cessation des paiements* や債務超過 *insolvabilité* とは異なる新たな概念である。

39) 債務者の誠実性をめぐっては多くの判例学説がある。この点を特に分析したものとして、Jean-Loup Courtier, *La notion de bonne foi en jurisprudence après deux ans d'application de la loi Neiertz*, *Rev. Huiss.*, 1992. 13. 657. 邦語文献としては、西澤宗英「フランス消費者倒産法における「誠意のある (de bonne foi)」債務者の概念—消費者倒産手続の対象となるべき債務者像を考える契機として—」中野貞一郎・石川明『ゲルハルト・リュケ教授退官記念 民事手続法の改革』(信山社, 1995) 319頁がある。

40) ネイエルツ法9条(消費者法典 L. 331-12条)は和解的整理不成立の場合等の民事更生申立を規定するが、10条2項(同 L. 332-1条項)では直接の民事更生申立などを規定している。

このネイエルトツ法は先のスクリブネ二法と同様に、1993年の消費者法典 L. 331-1 条から L. 333-7 条までに組み込まれた。そして1995年には早くも大幅な改正が施されるにいたった。1995年の改正の詳細については他の機会に紹介したいと考えているが、大まかなところは和解的整理と民事更生の二段階手続を廃止し、行政委員会である債務過重委員会のもとで当事者の合意調達が失敗すれば委員会が勧告 *recommandation* という形で、それまで裁判官が命じていた更生措置の内容を決定することとなった。そしてこの勧告された措置に対する裁判官のコントロールは、適法性審査の上での執行力付与 *conférer force exécutoire*、または当事者の異議 *contestation* に対しての裁判という形でのみ及ぶこととされた⁴¹⁾。もっとも実体面の手続開始要件や債務内容への介入は、学説の改正提案⁴²⁾にもかかわらずほとんど手を加えないままであった。

その結果、現在の消費者法典 L. 331-7 条には次のような規定が置かれている。

1 項 委員会は調停の任務が失敗した場合、債務者の請求に基づき、当事者の見解を求めた上で、以下の措置の全部または一部を勧告することができる。

1 号 租税、準租税、または社会保障機関に対する債務を除き、債務弁済の猶予または分割払いをなすこと。ただし猶予または分割払いの期間は5年あるいは現在の借入れの残存期間の半分を超えることはできない。；期限の利益の喪失がある場合、猶予または分割払いの期間は利益喪失前に残存していた期間の半分まで設けることができる。

2 号 弁済をまず元本に充当すること。

3 号 猶予または分割払いの期間に法定利率を下回る割引利率による利息が生じることを、特別の理由を付した決定により、かつ債務者の状況がこれを必要とする場合に命じること。

4 号 債務者の主たる住居について、その取得に必要な金員を出した金融

41) Loi n.95-125 du 8 février 1995 relative à l'organisation des juridictions et à la procédure civile, pénale et administrative, art. 30, art. 31.

42) J.-L. Vallens, La loi n. 89-1010 du 31 décembre 1989 sur le surendettement des particuliers ; une réforme nécessaire. ALD. 1992. 173.

機関の登録がなされている住居が強制売却された場合、特別の理由を付した決定により、売却後も金融機関に対して残る不動産貸し付けの残存額を、前号までの規定に従い計算された分割払いが債務者の収入及び負担と両立する割合まで、減額することができる。この条項は不動産差押を回避するための目的及び方法が債務者と金融機関との共同合意により定められた随意売却による場合にも適用される。いずれの場合も、本条は売却の時から一年以内でなければ適用されない。ただしこの期間中に L. 331-1 条所定の委員会が係属していない場合は除く。

2 項 委員会は債務者が債務弁済を容易にし、または保障するための行為の実行をこれらの措置の条件とする旨、勧告することができる。また、支払不能を悪化させる行為を控えることを条件とする旨、勧告することができる。

3 項 本条適用について委員会は、債権者のそれぞれが契約締結時に債務者の負債状況について持ち得た認識を考慮する。

4 項 本条の規定は扶養債務に適用しない。

5 項 第1項の適用を求めた債務者の請求は、時効及び出訴期間を中断させる。

(4) 小括

以上見てきたように、フランス民法1244条の恩恵的猶予の制度は、制定当初こそマージナルな存在で、適用には慎重でなければならぬとされていたが、社会の変化とともに次第に重要性を増してきた。そして特に消費者の債務返済困難という局面で、主要な調整手段として活用されてきたのである。消費者の過重債務の問題は、その後個別の債権債務の調整にとどまらない集団的な整理手続が必要となり、緊急立法としていわゆるネイエルトツ法が制定され、和解的整理および裁判上の民事更生手続が創設されたが、消費者金融の個人的な調整についてはなお消費者法典に取りこまれたスクリブネ2法の規定を通じて民法上の債務猶予の役割とされていたのである。

以上の他にも、債務猶予に関する重要な立法として不動産の立退猶予を規定した建築・住宅法典 L. 613-1 条以下が注目に値する。そこでは、裁判上立退を命じられた者がほかに通常 conditions で再入居できない場合、1年を越える期間で更新可能な猶予を付与することがレフェレ裁判官に認められた。この期間は3ヶ月を越え3年以内とされ、付与に際しては占有者の誠実さ、所有者と占

有者の相互の諸事情（年齢や健康、家族状態など）、再入居のための努力などが考慮される（L. 613-2条）。そして冬季（12月1日から3月15日まで）は再入居が可能でない限り猶予期間満了後も立退を強制できない（L. 613-3条）。1990年5月31日の法律⁴³⁾はさらに、立退を命じる裁判官自身が職権でも猶予を付与できることを付加し、明渡を強制できない冬季の開始を11月1日からとした。

このように現在は債務の履行猶予が様々な方面で重要な役割を果たすようになってきた。そうした中で、冒頭に訳出した1991年の改正法は、ネイエルツ法の定める更生措置を大幅に取り入れて民法1244-1条以下としたのである。

次に、民事執行手続法の制定における立法府の民法1244条改正に関する議論と、新法の下での若干の解釈論点を検討する。

二. 1991年改正とその問題点

(1) 1991年民事執行手続法による改正

1936年の改正以来、消費者保護立法との関連を深めてきた民法1244条の恩惠的猶予制度は、1991年の民事執行手続法の中で、序に掲げたように改正された。その主要な改正点は以下の通りである。

①猶予の付与に債権者の必要も考慮することとしたこと。

②分割払い、利息の割引および元本への優先充当、債務者による保証などの条件付与を認めたこと。

③扶養債務の適用除外を明文化したこと。

④猶予期間中の執行手続、利息、違約金の発生の停止。

⑤レフェレによる付与を削除したこと。

⑥適用を排除する約定の無効を明文化したこと。

このうち、②は1989年のネイエルツ法の影響を強く受け、消費者倒産に対す

43) Loi n. 90 - 449 du 31 mai 1990 visant à la mise en oeuvre du droit au logement.

る民事更生措置(現在は勧告措置)の内容の一部を取り入れたものである⁴⁴⁾。ネイエルツ法の更生措置のうち取り入れられなかったのは、住宅ローンに関して強制競売後に残債務の減額を認める1995年改正前の消費者法典 L. 332-6 条(ネイエルツ法12条4項)および債権者の債務状況の認識に応じて差を設けることとした L. 332-7 条(同12条5項)の二つにとどまる。

ただし取り入れられた効果も、全面的にネイエルツ法の内容そのままとなったわけではなく、例えばネイエルツ法で5年とされている猶予の期間は、なお2年を最高限度としている。従って1985年の改正前の1年の限度の下で、二回猶予を受けて合計1年を超えた債務者が再度猶予を求めた事案で、「1年未満の猶予を継続的に何度も付与して期間制限を回避することは許されない」と判示された例⁴⁵⁾や、1991年の改正直前に「不正に支給された家族手当の返還を受給者に命じるときに、受給者が44年かけて返済すれば良いこととなるような支払猶予期間を認めるのは1244条に違反する」と判示した例⁴⁶⁾などは、改正後も参考となろう。

これに対して①およびその具体化と位置づけられる③については、民事執行手続法の全体の理念に結びついている。

民事執行手続法は、言うまでもなく1970年代の新民事訴訟法典制定の際に積み残された強制執行手続について、近代化を図るためのもので、特に主眼としているのが時代遅れで非効率な手続を整備拡充し、裁判所の関与を減らし(脱裁判化 *déjudicialisation*)、効率化を進めて執行名義の価値を再び高める *revalorisation du titre exécutoire* ことであった⁴⁷⁾。このことは経済取引のあり方が変化してきたことや裁判所の負担過重を解消する必要に迫られていることに対するものである。しかし他方、社会的現実として、債務を負担す

44) 司法大臣の下院における1990年4月4日の本会議発言。JOAN, [CR]4 avr. 1990, p. 124。ただし分割払いが旧1244条2項のもとでも認められていたことにつき, Aubry e t Rrau, 4^eéd. T. IV, § 319, P. 161, note 7 参照

45) Civ. 1^{re}, 6 juill. 1959, D. 1959. 393

46) Soc. 14 mars 1991, JCP. 91. éd. G., IV. 183

47) Delebecque, p. 16.

ることが大衆化し、誰でも債務者の立場に置かれるようになった傍ら、プライバシー保護の要請も強まり、債権回収における債務者保護の必要性も大きくなってきた。そこで民事執行手続の新法においても、単に債権者の権利実現を強化するのみならず、債権者と債務者の利害の再調整を図るという目的も追求されている。具体的には、執行における債務者の住居の保護(法20条, 21条), 差押禁止動産(法14条), 賃金債権差押の制限⁴⁸⁾など債務者保護を進めるとともに、債務猶予に関する民法1244条の改正もこの観点から、執行法改正案に含まれていた。そして「再調整」ということで単に債務者保護を強化するのみならず、債権者の必要性を考慮することとし⁴⁹⁾, その具体策として扶養料債権を猶予の対象としないことを明文化したのである。

④については、司法大臣は純粹に論理的帰結であるとし、これを認めなければ債務者の経済的再建の目的を達し得ないと説明している⁵⁰⁾。もっともスクリブネ法による債務猶予においては、猶予期間中に利息を生じさせない旨の決定を裁判官がすることができるとされており(消費者法典, L. 313-12条1項), これに対して1991年改正では割増利息の発生のみが否定されていて通常の利息は発生し続けると解釈されることに注意すべきである⁵¹⁾。

⑤⑥についての説明は議事録には見られない。⑤については執行裁判官の実質的な創設が新民事執行手続法の大きな柱とされており、多様な機能を一元的に担う執行裁判官が管轄することを当然の前提としていたものと思われる。また⑥については、従来の解釈を明文化するものである。

ところがこの原案は法律委員会で削除され、本会議の第一読会でも弁済の元本充当のみを1244条2項に挿入する委員会の修正案が可決された。その理由は、

48) 法48条49条による労働法典 L. 145-1条以下。なお賃金債権の差押に関する旧法につき、山本和彦「消費者信用における賃金の責任財産性の検討」三ヶ月先生古稀記念『民事手続法学の革新・下』294頁以下参照。

49) 司法大臣は、債権者の中にも困難な財政状況に直面し、債権回収を必要としているものがあり得るので、債務者の状況しか考慮できない現行法を改めると述べている。JOAN, [CR] 4 avril 1990, p. 124.

50) *ibid.*

51) Paisant, n. 17.

当事者の約定を裁判官が変更し、ひいては契約の安定を危うくする権限を創設することについての懸念であり、そうした可能性は既存の倒産処理法（商人を対象とする1985年法および非商人を対象とするネイエルツ法も含めて）の存在により必要十分であるというにあった⁵²⁾。

これに対して上院では一転して委員会から政府提案原案が可決され、本会議でも可決された⁵³⁾。これに続く下院の第二読会でも、上院に従い委員会修正案を否決して、政府提案に基づく現在の規定が成立した⁵⁴⁾。

(2) 改正法の解釈論点

a レフェレ裁判官の管轄

1804年の原始規定においては本案審理の際の付与が予定されていたのに対して、1936年改正によりレフェレ裁判官による猶予付与が認められ、実際には多くの債務者が債権者による差押を受けてあわててレフェレ申立をなすことが通例であった。ところが1991年の改正法では、レフェレによる猶予付与への言及を削除した。法文上は必ずしも明瞭といいがたいが、民事執行手続法（法7条による裁判組織法典 L. 311-12条）で実質的に創設された執行裁判官は、執行に関する一般的な管轄権を与えられており（法8条による裁判組織法典 L. 311-12-1条）、その中に民法1244-1条以下の猶予付与も含まれると解されている⁵⁵⁾。このことは、民事執行手続法の適用デクレ⁵⁶⁾法8条2項が、「執行裁判官は、法律により恩惠的猶予を付与する場合でなければ、執行の基礎となる判決の主文を変更し、またはその執行を停止することができない」と規定していることから推知される。

52) 法律委員会報告議員の Nicola Catala の陳述。ibid.

53) JO Sénat [CR] 16 mai 1990, p. 888.

54) JOAN [CR], 25 avril 1991, p. 1766.

55) Normand, n. 19.

56) Décret n. 92-755 du 31 juillet 1992 instituant de nouvelles règles relatives aux procédures civiles d'exécution pour l'application de la loi n. 91-650 du 9 juillet 1991 portant réforme des procédures civiles d'exécution.

ただし、執行裁判官に管轄が認められるということが直ちに他の、特にレフェレ裁判官の管轄の否定につながるわけではない。実際、本案の裁判官が猶予を付与できることは変わらないからである⁵⁷⁾。もっとも新民訴法典510条の規定を介すれば、明文規定がなくなったことでレフェレ裁判官の管轄権を認める根拠は失われたと解されよう⁵⁸⁾。また実質的にも、民事執行手続法は執行手続に関して幅広い管轄権を執行裁判官に与え、執行過程における裁判官の関与を減少させる *déjudiciarisation* とともに、付随的な争いや保全、そして過酷な執行の防止のため必要な限度での裁判官の関与を可能な限り単純かつ迅速な手続で行わせようとしている⁵⁹⁾。そして執行裁判官は、この局面で債権者と債務者の利害調整者としての役割を担うものとされている⁶⁰⁾。こうした理由での管轄集中である以上、本案裁判官および執行裁判官による猶予の付与の機会があるところにさらにレフェレ裁判官による猶予を認めるべきではないと解される⁶¹⁾。

ただしスクリブネ法による猶予は、小審裁判官が付与することができる（消費者法典 L. 313-12条）。しかも法文上は「命令 *ordonnance*」によって付与することとなっているので、小審裁判官はレフェレ手続によって付与の裁判を行うとする見解がある⁶²⁾。また住居の賃貸借に関して家賃の支払の猶予を特に定めている1986年法⁶³⁾は、明文でレフェレによる恩惠的猶予の付与を認めている（19条）。

57) Normand, n. 19

58) Paisant, p. 3. TGI Vesoul, 22 juin 1993, Gaz. Pal. 1993. 2. somm. 319
ではこの点が争われたようで、レフェレ裁判官ではなく執行裁判官の管轄であることが判示されている。なお, TGI Créteil, 13 juill. 1993, Gaz. Pal. 1993. 2. somm. 515 も参照。

59) Normand, n. 1 et s.

60) Normand, n. 29

61) Sériaux, p. 793.

62) Pierre Gramaize, Juge de l'exécution, juge des délais, juge d'instance, Gaz. Pal. 10 - 11 mars 1993, p. 53. (l'exécution は原題のまま)

63) Loi n.86-1290 du 23 décembre 1986 tendant à favoriser l'investissement locatif, l'accession à la propriété de logements sociaux et le développement de l'offre foncière.

b 本家で認められなかった猶予の可否

執行裁判官が猶予を付与する場合、執行の対象となる判決の効力との関係で問題が生じる余地がある。本案の審理で猶予の請求が退けられた場合にも改めて執行裁判官が猶予を付与できるとすれば、本案の判決を執行段階で変更することになるからである。

この問題は改正前においても既に、レフェレ裁判官の管轄の問題として議論があり、下級審の中には本案判決以後の事情に基づいて猶予を請求するのではなければならないとするものがあつた⁶⁴⁾。改正後の裁判例でも、リモージュ大審裁判所⁶⁵⁾は次のように判示した。すなわち執行裁判官は新民事執行手続法8条により執行の基礎たる裁判の主文を変更することができないこと、本案の審理中に債務者は、整理の具体的な提案を提出しないと理由で猶予請求が退けられ、しかもその手続の間16カ月の猶予があつたことを理由として、執行の段階で猶予を伴う債務整理の提案が出されたとしても、もはや検討に値せず新たな債務猶予請求は不受理としなければならない。

またクレティユ大審裁判所では、控訴院院長に対する仮執行の停止請求（新民訴法典524条参照）が退けられた後に、同じ請求を執行裁判官にも求めたという事案で、同じ請求を別の根拠で、あるいは迂回して執行裁判官の前で求めるのは引き伸ばしのための訴権濫用であつて新民事訴訟法典32-1条に該当すると判示した⁶⁶⁾。なお関連して同じクレティユ大審裁判所は、レフェレ裁判

64) Trib. civ. Marseille, 10 juill. 1953, précité note 16. Issa-Sayegeh, n. 78 は民法1244条3項が執行に関する紛争についてレフェレ裁判官の通常の管轄を認めたものであること、および公序に関する規定であることから本家で求めなかつたことを猶予の放棄と扱うことはできないとの理由を挙げて反対する。Issa-Sayegeh 教授はこの関連で、第一審で求められていなかつた猶予を控訴審で求めても、控訴審であるという理由で猶予を付与できないとされるわけではない旨を判示した破毀院判決 Civ. 3^e, 14 nov. 1970, Bull. civ. III, n. 610, JCP. 70, éd. G, IV, 314. を援用されるが、判決が確定して既判事項の確定力を得た後の問題とは別であろうと思われる。

65) TGI Limoges, 20 juillet 1993, Gaz. Pal. 1993. 2. somm. 516. この判決ではまた、本案の審理において債務弁済計画の提出を債務者に求めている点でも興味深い。

66) TGI Créteil (réf.), 24 août 1993, Gaz. Pal. 1993. 2. somm. 515.

官の仮給付命令が対審的になされ執行力を有する場合に、その執行停止は控訴院院長のみがなしうるものであり、執行裁判官は民事執行手続法適用デクレ8条の本案修正禁止にぶつかるため執行停止をなしえないこと、同条は法律により猶予が認められている場合を別とするが、本件では債務者が民法1244-1条の要件充足を証明しないので、恩惠的猶予も付与できないと判示している⁶⁷⁾。

この問題は民法1244-1条以下に規定された猶予が実体法に帰属するか手続法に帰属するかという問題につながり、興味深い。同条は債務の内容に関わる規定であって実体法の問題であることは明らかであるようにも思われるが、先に述べたように民事執行手続法は、過酷な執行の回避（人道主義）を理念に掲げ、執行段階における債権者と債務者との利害調整を図ることを執行裁判官の任務とし、その一環として恩惠的猶予の付与を執行裁判官の管轄とした。この観点からすれば、民法1244-1条以下の猶予も、執行裁判官が付与する限り、執行方法の適正化のための措置として実体権の調整を行うという二面的意味あいがあることは否定できない。こうした二面性を前提とすると、本案の裁判官と執行裁判官との役割分担に比較的明確な線を引くことはできない。

c 公序と職権による猶予付与の可否

新しい民法1244-3条は、猶予付与を排除する特約を定めなかったものとみなすと規定した。これにより債務猶予に関する規定は強行規定であることが明らかにされた。もっとも1936年の改正以後は、債務猶予の可能性が公序に属し、特約により排除することはできないとの見解が通説であった（一(2)参照）。そして公序性に関連して問題とされていた職権による行使の可否であるが、法文は沈黙を守っている。

過怠約款による違約金の定めが不適當である場合に裁判官が修正することを認めた民法1152条2項⁶⁸⁾について、1975年の同項新設の際に「これに反する約

67) TGI Créteil, 13 juill. 1993, Gaz. Pal. 1993. 2. somm. 515

68) Loi n.75-597 du 9 juill. 1975, これについてはさしあたり能見善久「違約金・損害賠償の予定とその規制」法協102巻2号249頁以下、特に102巻10号1781頁以下参照。なお対象は異なるが、大村敦志『公序良俗と契約正義』（有斐閣・1995）

定は定めなかったものとみなす」との明文規定が置かれていたが、職権による行使については判例⁶⁹⁾が否定していた。これを踏まえて1985年の改正⁷⁰⁾で「職権にても」との文言が挿入された。また、民法1244条を引用しつつ明渡についての特則を設けている建築・住宅法典には、1990年の改正で職権による明渡猶予を認める条項が挿入された⁷¹⁾。これらの反対解釈によれば、1991年の改正で職権による行使は認められなかったと解することができよう。

d 要件

債務猶予を認めるための要件については、改正前と同様法文は沈黙している。破産院も改正前から猶予付与の可否は事実審裁判官の専権的評価によるという判例⁷²⁾が確定しており、判例上も要件は明確ではない。

改正前においては、しばしば債務者が不幸 *malheureux* で誠実 *bonne foi* であることを確認して猶予を付与していた⁷³⁾。ここでの不幸 *malheureux* とは、債務者の意思とは多かれ少なかれ独立した外因のせいで、債務弁済に実質的な困難が生じたことで、例えば病気や失業などの外的要因が想定される。また誠実さとは、債務を支払う意思があり、財産状態を改善させるのに最善を尽くしたことが行動からうかがわれることを意味すると説明されている⁷⁴⁾。

73頁以下、145頁以下も参考になる。

69) Com. 2 oct. 1984, JCP. 85 éd. G., II, 20433, note Paisant.

70) Loi n.85-1097 du 11 oct. 1985 précité note 30. この法律は同時に民法1244条の改正も施したものであり、ここでの立法者意思は職権による猶予付与に消極的であったと思われる。なお過怠約款の職権による修正については、注30掲記の文献参照。

71) L'art. 25 de la loi n. 90-449 du 31 mai 1990 visant à la mise en oeuvre du droit au logement.

72) 例えば Com. 21 janv. 1953, D.1953. 197, Civ. 2^e, 10 juin 1970, JCP 70, éd. G, IV, 204, Bull. civ. II n. 201, p. 153, Soc.12 avr. 1956, D.S. 1956. Somm. 110

73) Com. 21 janv. 1953, précité note 72 Angers, 17 déc. 1937, Gaz. Pal. 1938. 1. 398. なおこの文言は1936年3月の改正法の表題に現れている。

74) Sériaux, p. 795. 判例データベース JURIS - DATA から引用されている多くの例には、退職定期金が4700Frしかない障害者、18歳の高校生、経済的に不安定な森林作業員、離婚して困窮状態にある者などの低所得者、失業者、勤務先会社の経営不安等の例が見られる。

誠実な債務者であったとしても、必ず猶予が与えられるというわけではないが、逆に不誠実な *mauvaise foi* 債務者に対しては猶予が拒絶されなければならないとされた。例えば有限会社の理事が会社の会計帳簿をごまかした上、支払停止を15日以内に届け出なかったことで過怠破産罪 *banqueroute simple* の有罪判決を受けた場合に誠実さがないとされている⁷⁵⁾。また賃貸借関係の賃料猶予について、賃借人が用法違反をおかしていたことを理由として猶予付与を拒絶した例がある⁷⁶⁾。

誠実さという点に関連して、債権の発生原因を問題とするものが改正前の裁判例に見られた。パリ控訴院1955年11月16日判決⁷⁷⁾の事案は、背任の罪で1年の刑とともに私訴原告に200万フランの賠償を命じられた債務者が、債権者の不動産競売開始に対抗してレフェレ裁判官に猶予を求めたものである。原審は債務者が背任による債務を負ったので誠実ではないとして棄却し、控訴審も刑事裁判所の有罪宣告を受けた軽罪による債務は猶予できないと判示した。ただしこの判決の趣旨が、刑事裁判所の判決で命じられた債務を対象とするからなのか、犯罪を原因とする債務だからなのかは不明である上、不動産競売の停止を求める事例でもあり、後述するようにいずれにせよ民法1244条による猶予は適用されないケースであった。これに対してコルマル控訴院の1957年5月14日判決⁷⁸⁾は、1244条が債務と契約の章にあることを理由に不法行為債務に適用なしとした原審判決に対して、「1244条の規定は人道主義に基くもので、その観点からすればあらゆる債務に適用を拡張するべき」と判示し、また旧民訴法典の規定からも、猶予の対象となる債務は契約に限られず判決に基くもの一般ということになるとして、不法行為債務にも適用を認めた。従って判例上、債務発生原因が不法行為であることをもって誠実性がないとされているとはいいがたい。

75) Aix-en-Provence, 29 nov. 1973, D. S. 1974, somm. 23

76) Com. 20 oct. 1964, Bull. civ. III, n. 425, D. S. 1965, somm. 29.

77) Paris, 16 nov. 1955, Gaz. Pal. 1956. 2. 30, 1^{re} esp.

78) Colmar, 14 mai 1957, JCP. 58. II. 10371, 同旨, Colmar, 15 mai 1956, D. S. 1956, 614

このほか評価要素として血縁による好意、第三者の利益なども考慮に入れられるという指摘⁸⁰⁾もあり、評価は極めて裁量的になされていたようである。

同じく猶予に関して、スクリブネ法では債務者が解雇された場合を例示しているが、これは例示であり、一般的には民法1244-1条以下の定める条件で適用されることが予定されている。ネイエルツ法では、要件として誠実さ、業務によらない債務により債務過重であること、他の倒産処理手続の適用がないこと、この3点を要件としている(一(3)c参照)。ネイエルツ法の債務過重の処理手続は、事実上消費者を対象として、しかも一定の場合に債務減額まで含む強い更生措置をとりうるものであるから、適用要件の面で一般法たる民法1244-1条以下の規定よりも狭いのは当然である。

それでは現行法の下で誠実さと不幸は必要とされるであろうか。クレティユ大審裁判所の1993年8月24日判決⁸⁰⁾は、「猶予を求める債務者は不幸な、かつ誠実な債務者であることを証明しなければならない」とし、会計状況書や帳簿により係争債権の支払準備がなされていたことは明らかでなく、召喚後も仮執行宣言付判決後も少しも支払がなされていないという事実を指摘して、誠実さは証明されていないと判示した。もっともこの事件では猶予請求が控訴院院長に対する執行停止請求に続いてなされており、実質的な棄却理由は繰り返し猶予を求めている点にあるのではないかと思われる。またクレティユ大審裁判所は誠実さの証明を要求しているようにも見えるが、明文で誠実さを要件とするネイエルツ法の下でも誠実さは民法2268条に基づき推定されると解されていた⁸¹⁾。それとのバランス上、誠実さが要件になると解釈するとしても積極的に証明責任を負うものかどうかは疑わしい。

1991年改正後の明文上の制約としては、新民訴法典512条1項に、「財産が他の債権者による差押を受けた債務者、裁判上の整理または財産の清算に付さ

79) Issa-Sayegh, n. 30.

80) TGI Créteil, (réf.), 24 août 1993, Gaz. Pal. 1993. 2. somm. 515.

81) Civ. 1^{re}, 4 avr. 1991, Bull. civ. I. n. 123, Courtier, op.cit. note 39, Rev. Huiss. 1992. 13. 657.

れた債務者、または契約で債権者に提供した担保を自己の行為により毀滅した債務者」が除外事由として挙げられている。このうち「裁判上の整理または財産の清算に付された債務者」とは、1967年の倒産法⁸²⁾を前提としたものである。1985年には倒産手続の名称が「企業の裁判上の更生および清算 redressement et liquidation judiciaires des entreprises」と変わったが、1985年法には読み換えが包括的に指示されている⁸³⁾ので、裁判上の更生が開始された場合も除外事由とされるように見える。

しかしながら、この点には問題がある。1967年法には、「裁判上の整理または財産の清算を開始する判決は、弁済期未到来の債務の期限を到来させる」との規定（1967年7月13日法律37条1項）に対応していたが、1985年法では、裁判上の更生開始判決について弁済期の到来をもたらさない旨の規定（1985年1月25日法律98号56条）をおき、裁判上の清算についてのみ弁済期到来をもたらすものとしている（同法160条）⁸⁴⁾。これをふまえて解釈するならば、新民訴法典512条の規定は裁判上の清算が宣告された場合にのみ恩惠的猶予の喪失をもたらし、裁判上の更生開始決定の場合は猶予を喪失させないということになろう⁸⁵⁾。

以上は民法1244-1条の猶予を受けた債務者に倒産手続が開始された場合であるが、逆に倒産手続が開始された債務者についての民法1244-1条以下の適用の有無は別問題である。既に1967年法の下でも議論されており、裁判

82) Loi n. 67 - 563 du 13 juillet 1967 sur le règlement judiciaire, la liquidation des biens, la faillite personnelles et les banqueroutes. この紹介および翻訳としては、霜島甲一「1967年のフランス倒産立法改革について」判例タイムズ308号2頁、同「1967年のフランス倒産立法改革に関する法文の翻訳」法学志林68巻1=2号、3=4号、69巻1号、72巻1号がある。

83) 1985年1月25日法律98号233条「《財産の清算》という文言または《裁判上の整理または財産の清算》という文言が記載されている法文のあらゆる規定において、その文言は《裁判上の更生》という文言に置き換えられる。」

84) Loi n. 94 - 475 du 10 juin 1994 relative à la prévention et au traitement des difficultés des entreprises により改正された後も、基本的にはこの両条の内容は変わっていない。直接裁判上の清算開始が言い渡されたときも、期限の利益は喪失する。

85) Guinchard, n. 26

上の整理の定める弁済計画についてさらに猶予付与が可能であることを前提にしたとされる破毀院判例が指摘されている⁸⁶⁾。しかしこれでは事実上猶予を重ねて受けることになるという批判とともに、1985年法80条の規定⁸⁷⁾を根拠として、倒産手続による猶予を受けた後に1244-1条以下の猶予は付与されないとする見解⁸⁸⁾もある。

e 猶予の効果と不動産執行との関係

1244-2条は、猶予付与の効果として債権者により着手された執行手続が停止されると定めている。しかしながら不動産執行が停止されるかどうかには問題がある。民法の制定以来この点は争われ、判例も1244条の文言の一般性を素直に解して不動産執行の停止を認める裁判例と⁸⁹⁾と不動産執行の特殊性を強調し、旧民訴法典703条が競売延期を限定していることを挙げて1244条の適用を認めない裁判例⁹⁰⁾に分かれていた。こうした状況の下、破毀院は1965年の判決で、旧民訴法典702条および703条は差押不動産に入札をなす要件と

86) Com., 15 juill. 1975, D. S. 1975. 737 note F. Derrida. 財産の整理の不履行を理由に清算手続に移行したのは不当であるとの破毀申立に対し、控訴院には弁済猶予を与える義務はなく、支払猶予を与えないまま不払いを確認した控訴院が整理計画解除を命じたのは正当としたものである。デリダ教授はこの判決に付されたノートで、民法上の猶予付与の可能なことを読みとれると指摘されているが、その点に先例的価値を見いだすのはやや困難であろう。

87) 1985年1月25日法律98号80条「債務者が計画の定めた期間内に金融に関する約定を履行しない場合、債権の少なくとも100分の15を代表する債権者または債権者の集団は、計画実施監査人に通知した後、計画の廃止および譲渡または裁判上の清算のいずれかを目的とした裁判上の更生手続開始を求めて裁判所を係属させることができる。」

88) Issa-Sayegeh, n. 63 et s.

89) 例えば Paris, 17 juin 1936, D. H. 1936. 415 は、1244条の趣旨が正義と人間性の尊重という一般的価値を有し、不動産執行の場合でも排除されるものではないと判示する。ただし、当該事案では既に長期の猶予を得た上60%もの債務免除を得ていたというもので、なんらの状況改善も見込まれないとして猶予を付与しなかった。また Agen, 14 nov. 1957, J. C. P. 1952. II. 6755 は、不動産差押の競落期日の決定後に、執行債権に4ヶ月の猶予を与えた原判決を維持している。

90) 例えば Triv. civ. Toulouse, (réf.), 10 mai 1950, RTDciv. 1950 p. 404, obs. Rayaud は、債務者が外科手術を受けたため弁済が遅れたとして猶予申立に及んだが、申立の時は既に競落期日が決定された後であったというものであり、レフェレ裁判官は法が執行引延防止のために猶予付与を排除しているとして却下した。

競売落期日決定後の競売延期の方法とを排他的に定めたもので、そこには民法1244条の適用はないと判示し、競売落期日決定後に1244条に基づいて三ヶ月の猶予を認めたレフェレ裁判官の判決を破毀差戻した⁹¹⁾。そして新民事執行手続法は不動産執行を対象としておらず、新しい民法1244-1条の停止の効果が不動産執行に及ぶかどうかは明らかでないのである。

この点は、おそらく立法の際に不動産執行についての改正が時をおかずして実現することを前提にして、1991年の改正の時点では先送りされていたものと想像される。そうであるとすれば、不動産執行の改正までは旧法のように、執行手続内での猶予の他に、民法1244-1条に基づく執行延期はできないということとなろう。

f 消費者倒産との関係

ネイエツ法の創設した過重債務処理法と民法1244-1条以下とは、類似の状況を対象としており、効果面でもネイエツ法の効果の多くが1991年の改正の際に取り入れられた。要件面ではネイエツ法の方がより狭いので民法1244-1条の適用があるケースが常に過重債務となるわけではないが、逆に過重債務処理手続が開始されうる状況では常に民法1244-1条以下の債務猶予の適用も考えられるであろう。その場合に重複した適用が許されれば、過重債務検討委員会の勧告と執行裁判官の許可により5年間の猶予または分割払いを得るのに加えて、さらに2年間の猶予または分割払いが与えられることとなる。

しかしながら裁判例には、改正の直前のものであるが、過重債務法と1244条を重複適用したことは違法と判示したものがあつた。事案は原審が債務者の裁判上の民事更生を確実にするため、残債務の償還を72回払いとし、その理由として法律の規定が過重債務に特有の措置と民法1244条の定める期間との重複

91) Civ. 2^e, 4 févr. 1965, D. S. 1965. 617. note J. Vidal, 同旨, Civ. 2^e, 20 nov. 1975, D. S. 1976. Somm. 36. Bull. civ. II, n. 308, p. 247. なおこれらの判例の反対解釈によれば、競売落期日が定められる以前には、民法1244条の猶予を求めることができることとなる。

適用を禁じていないと判示したというもので、破毀院はネイエツ法12条が民法1244条の定める一般法に対して特別法の関係にあると指摘して破毀差し戻した⁹²⁾。

この判決は、過重債務法に基づく更生の内容を決める上で、同法に認められた期間と民法1244条に認められた期間とをあわせて適用したという事案であり、明らかに双方の期間制限を回避したものと評価できる。両方の制度が別々の時点で適用されるケース、例えばネイエツ法の適用を受けて分割払いとされた債務につき、その後の弁済期に民法上の猶予を求めることが許されるかどうかはまた別問題であろう。わが国の破産法上の免責と異なり、過去に猶予を受けたことを除外事由とする規定は存在しない。企業倒産の適用後も民法上の猶予を得られるとする立場からすれば、過重債務の処理措置が施された後に新たに民法上の猶予を受けることも認められることとなろう。

結 び

債務猶予制度はフランス私法、特に消費者法の分野において重要性を増してきていること、1991年の民事執行手続法においては強制執行の「人間化」と債権者債務者間の利害の再調整のための一つとして、執行裁判官による債務猶予の付与を拡充したということを見てきた。

この小稿ではほとんど触れることができななかったが、債務猶予規定は消費者法のみならず、アルジェリアから引揚者に対する救済措置や農業従事者の保護立法等でも見られるし、住居の賃貸借関係では即時解除条項の厳格さを緩和するために法定の催告期間を定めて、その間に民法上の猶予申立を可能にする規定もある。民事執行手続法でも民法1244-1条以下のみならず、債権者と債務者との利害の調整を図る規定がある。特に消費者の債務過重現象との関係では、県ごとの行政委員会による債務の集団的調整を一方に持ちながら、他方で

92) Civ. 1^{re}, 16 déc. 1992, Juris - Data n.002758, JCP. 1993, éd. G., IV, n. 556

個別執行の局面での調整として、債務猶予が置かれている。

これらの債務調整の様々な仕組みは、フランスの私法の中でどのように位置づけられるべきであろうか。これまでの雑ばくな観察からなんらかの結論を引き出すのは困難であり今後の課題とするほかはないが、さし当たり考えられることとして、和解・調停の代替と位置づけることもできよう。最近のフランス民事訴訟を紹介するわが国の文献⁹³⁾でも、フランスの和解が低調なことに関連して、「2年以内の期限の猶予程度のことであれば、判決ないしレフェレ命令で、裁判上の和解と実質的に同じ内容を実現することができる」との指摘がある。また、フランス新民訴法典12条4項の友誼的仲裁人 *amiable compositeur* としての裁判を当事者が求めることができるとする規定⁹⁴⁾も、もちろん裁判官に仲裁人としての権限を付与できるというものであって債務猶予と直接の関係はないが、法の厳格な適用により生じる難点について、法適用者としての役割以上の何かを裁判官に期待しているという点では共通の基盤があるといえよう。そしてこの友誼的仲裁人としての役割は、ほとんど利用されず、失敗と評されているが、その代替機能として裁判官の債務関係の調整が重要な役割を担ってきたものと考えることができそうである。

ただ、この点は問題の一面にすぎず、契約の内容形成の自由との関係、実体法と執行手続法との重なりの問題、そして特別法や倒産法との管轄権、要件・効果の異同など、総合的に考察する必要がある。こうした検討に加えて、それぞれの手続保障の問題を今後の課題としていきたい。

(付記) 本稿は平成5年度における民事紛争処理研究基金の助成を受けた研究成果の一部である。

93) 司法研修所編『フランスにおける民事訴訟の運営』(法曹会・1993) 228頁。なお、フランスの民事訴訟における和解については、日仏法学会編『日本とフランスの裁判観』(有斐閣・1991) が詳しい。

94) これについては小山昇「裁判官の機能の変容」小山昇著作集第6巻280頁以下参照。